

[史料]

ドイツ中世商人の日記の邦訳（４）

「ルーカス・レームの日記」（1494-1541年）

山本 健*

Translation of a Medieval German Merchant's Diary (4)
—*Tagebuch des LUKAS REM aus den Jahren, 1494-1541*—

Takeshi YAMAMOTO

〈邦訳〉ルーカス・レームの日記（1494-1541年）

アウクスブルク市の商業史への寄稿（1861年）、B・グライフ編

— 日記の目次（1~110ページ） —

編者の序言

——S. VII~XX

第1章 私の両親の出生と結婚式そして〔それ以外の〕若干の情報

〔ルーカス・レーム3世の家系図の紹介〕 —— 1~4 ページ

〈以上、第10号（2002年11月）掲載〉

第2章 私の誕生、人生そして頻繁な長期にわたる旅行（商旅）

*やまもと・たけし：敬愛大学国際学部助教授 ドイツ中世史

Associate Professor of German Medieval History, Faculty of International Studies,
Keiai University.

第1節 ルーカス・レームの誕生と子供時代：1481～1494年

第2節 ルーカスの青春期（商業見習いの時代）：1494～1499年

第3節 ヴェルザー商会の社員時代：1499～1517年

(A) リヨン支店時期——1499～1503年

(B) ポルトガル滞在期間——1503～1508年

(C) 再契約後の煩多な1年間——1509年

〈以上、第12号（2003年11月）掲載〉

(D) アウクスブルク本店への帰路の旅——1510年

(E) アントウェルペン支店時期——1511～1517年

(F) 退職をめぐるヴェルザー商会との揉め事——1517～1518年

第4節 ルーカス・レーム商会の最高経営者時代：1518～1541年

(A) ルーカスとアンナ・エカインとの結婚——1518年

(B) 新会社レーム商会の設立と営業活動——1518～1540年

第5節 ルーカスの晩年期（大病と湯治療養）：1521～1540年

(A) 1521年〔40歳〕の大病とカルプでの湯治療養

(B) 1524～25年〔43～44歳〕の大病

(C) 1529～30年〔48歳〕の大病

(D) 1535年〔54歳〕の大病

(E) 1540年〔58歳〕の大病

〈以上、第13号（2004年6月）掲載〉

第3章 財産覚書き

——30～42ページ

第1節 母親からの譲渡財産総額

第2節 ヴェルザー商会時代の決算書から見た収益率

(A) リヨン支店時代——1498～1511年

(B) アントウェルペン支店時代——1511～1517年

第3節 ルーカス・レーム商会時代

(A) 新ルーカス・レーム商会の設立経緯

(B) レーム商会に対するルーカス・レーム個人の投資額と利益率、

そして資産額の増加

〈以上、本号〉

〈以下、次号掲載予定、章タイトルは暫定訳〉

第4章 私の婚約、結婚、私が妻に与えた結納品	——43～51ページ
第5章 私の結婚引き出物	——52～55
第6章 私の隠居分(相続・取得した動産を含む)	——56～63
第7章 私の私生児の誕生と彼らの性格	——64～65
第8章 私の嫡出子の誕生	——66～70
第9章 私の商会の雇用人	——71～72
第10章 私の納税	——73～76
注記	——77～110

(注記) ①訳文の〔 〕内の日本語は、理解を容易にするために訳者が補充したものであり、()内は原語である。

②各章内の小見出し(節)も、同様な趣旨から訳者が書き加えたものである。

③(注)は重要な内容のもののみを原注から選び、通し番号を付けた。また、原注にはないが、必要と思われる関連文献も(注)に記載した。

第3章 財産覚書き (Memoria meines Guotts)

[S.30]

†イエス 聖母マリア、アンナ†

第1節 母親からの譲与財産総額——3,500グルデン (fl.)

◆1502年〔21歳〕——ヴェルザー商会リヨン支店時代

10月に、私は母親〔マグダレーナ・ヴェルザー〕から、土地財産(世襲地と自由地: *Eigen und Frei* 〈gut〉)の代わりに、他の3人の兄弟そして妹マグダレーナ^①と同様に、2,000グルデンを譲与された。

◆1511年〔30歳〕——ヴェルザー商会アントウェルペン支店時代

9月に、私は母親からさらに、1,000グルデンを譲与された。

◆1518年〔37歳〕——レーム商会設立(9月)の年

10月に、私は母親から3人の兄弟と同様に、500グルデンを譲与された。

第2節 ヴェルザー商会時代の決算書から見た収益率

(A) リヨン支店時代：1498～1511年〔17～30歳〕

◆1502年〔21歳〕＝（ルーカス入社4年目）

私は〔入社4年目のこの年に〕アントーン・ヴェルザー＝コンラート・フェーリン（Anton Welser = Konrad Vöhlin）商会、すなわち、いわゆるヴェルザー商会で利益を上げ始めた。私が初めて上げた利益は2,000グルデンであった。そのために、私は母親〔の実家〈ヴェルザー家〉の名〕をもしばしば利用した。

◆1502～1504年〔21～23歳〕——〈第1決算書〉

この3年間のヴェルザー商会の収益〔率〕（Nutzungen）は、31%（31 pro Cento）であった。

※この3年間のルーカスの主な営業活動⁽²⁾：

- ・1502年—サラゴサでのサフラン・羊毛取り引きへの投資など。
- ・1503年—リスボンでのインド向け船舶の賃貸とインド交易への投資など。
- ・1504年—インド交易への関与など。

◆1505～1507年〔24～26歳〕——〈第2決算書〉

この〔リスボン滞在中の〕3年間は、私が大きな利益（Firlegong）を得た〔時期であった〕。私は外国〔インド〕交易に従事し、かなり面倒ではあったが、〔しかし〕成功を収めた。その私たちの収益〔率〕は、39%（39 pro C.）であった。

※この3年間のルーカスの主な営業活動⁽³⁾：

- ・インドとの香辛料交易。さらに、銅、鉛、辰砂、精錬銀そしてフランス産の毛織物などや、ポルトガル国王との香辛料取り引き、そしてオリーブ油、ワイン、象牙、綿花などの取り引きなど。

◆1508～1510年〔27～29歳〕——〈第3決算書〉

〔この3年間は〕各社員がそれぞれの利益を減額させた〔時期であった〕。私も若干、減額させた。この時期の収益〔率〕は15%（15 pro C.）であった。

※この3年間のルーカスの主な営業活動⁽⁴⁾：

- 1508年—アントウェルペンとベルヘン・オブ・ゾームでの市場調査など。
- 1509年—マデイラ諸島やカナリア諸島を訪問し、同地での砂糖きび農場の経営再建に努める。リスボンでのヴェルザー商会とポルトガル国王とのインド交易および砂糖取り引きをめぐる係争の仲裁活動など。
- 1510年—スペイン国王への謁見とリヨン支店へ再赴任など。

(B) アントウェルペン支店時代：1511～1517年〔30～36歳〕

◆1511～1512年〔30～31歳〕——〈第4決算書〉

私は、単身でアントウェルペンへの長旅にでた。そして、〔私のすぐ下の〕弟〔3男〕ハンスに対する不満が生じた。私の収益は小額に留まった。その収益〔率〕とは、11%（11 pro C.）であった。

※この2年間のルーカスの主な営業活動⁽⁵⁾：

- 1511年—ブラバント地方の大市（Messe）への参加など。
- 1512年—ブラバント地方の大市への参加など。

◆1513～1515年〔32～34歳〕——〈第5決算書〉

ヴェルザー商会内で生じた意見の不一致で、収益〔率〕は16%（16 pro C.）にとどまった。

※この3年間のルーカスの主な営業活動⁽⁶⁾：

- 1513年—フランクフルトでの大市への参加とカレーでの英国産毛織物の買い付け、さらに、留守中に生じたアントウェルペン支店での多額な損失事件など。
- 1514年—ヴェルザー商会からの退職願望と独立商会設立のための資金工面とアントウェルペン市場視察など。
- 1515年—アントウェルペン支店への再赴任。

[S.31]

◆1516～1517年〔35～36歳〕——〈第6決算書〉

私たち〔ヴェルザー商会〕はポルトガルおよびフランスで得た幸運で、この2年間の収益〔率〕は30% (30 pro C.) であった。

※この2年間のルーカスの主な営業活動⁽⁷⁾：

- ・1516年—ヴェルザー商会の粉飾決算の発見と同商会からの退職を決議。
- ・1517年—退職をめぐる揉め事の解決と「円満」退職。

この上記の1516年、すなわち第6決算〔期〕(VI Rechnongen) に、私は母親をアウクスブルクに住まわせていたが、これ以外の費用 (Cost) は一切〔商会から〕支出させていない。〔なお〕ヴェルザー商会の必要経費、そして〔私には〕不必要〔と思われる〕遊興費〔の項目〕にも、私自身の経費がついていた。

また〔決算書の、私の項目の〕あちこちに、古い証文と一緒に添付されてあった。また私は上記の〔雇用〕期間中に、〔私個人分の経費として〕900から1,000グルデンぐらいの金銭を使用していたことが判明した。——〔それに拠ると〕私がリスボンに〔初めて〕赴任し、そして生活した最初の3年間〔1503—05年〕に、多くの品物を、例えば、外国産の新種のオウムや猫、その他の珍しく、面白そうな珍品を購入し、贈り物とした。またアントウェルペンに滞在した最後の3年間〔1515—17年〕には、彩色絵画 (Gemel)⁽⁸⁾や宝石、板状宝石 (Tafelstein)、それに毛織物などをも購入して、贈り物とした。上記以外の年月には、儉約や節約に努めて暮らしていた。

私は保険会社 (Seguriern)⁽⁹⁾とぐるになって、幾分多額の金を猫ばばしたこともあった。〔しかし〕私はただ単に遊んで〔賭博をして〕暮らしていた訳ではない。〔ただし、正直に告白するならば〕低地地方で、私は三度ほど〔賭博で大勝ちし〕数百グルデンを儲け、またその儲けた金銭で上記の絵画や宝石などを購入したことがあった⁽¹⁰⁾。

1517年11月6日に、〔社主〕アントーン・ヴェルザー (Anton Welser) とヴェルザー商会は決算書から、私が同商会で全体で9,440グルデンの収益を上げていたことを確認していた。ただし、同商会の債務帳簿⁽¹¹⁾

に従うと、同商会は私に、4回にわたるフランクフルト〔・アム・マイ
ン〕の大市〔への訪問〕の度毎に、毎回2,360グルデン〈総額：9,440グ
ルデン〉を支払ったことになっているそうである。

第3節 ルーカス・レーム商会時代（ヴェルザー商会からの独立時期）

(A) 新ルーカス・レーム商会の設立経緯

◆1518年〔37歳〕——〈5月17日に婚約し、5月30日に挙式〉——

6月1日に、私たちの婚礼で、多くの人々から私および私の妻に贈ら
れた御祝儀とは別に、私は〔祝い金として〕金貨で200グルデンを手
にした。

9月から11月にかけて、私の妻〔アンナ・エカイン〕⁽¹²⁾から私の許に、
彼女が相続した衣装、宝石（clarynetter）⁽¹³⁾などの高価な装飾品そして家
具などが届けられた。

・嫁資（Heirat Gut）	3,000グルデン
・持参金（Forkong） ⁽¹⁴⁾ と婚礼費用の半額	500 〃
・贈与金（Jeren）	500 〃

私が現金で受け取った金額は、4,000グルデンであった。

8月23日に、三位一体たる神の御名において、私は兄のアンドレアス、
すぐ下の弟ハンス、そしてウルリッヒ・ホノルト（Ulrich Hanolt）とレ
ーム商会設立の契約を、〔まずは〕8年契約で開始し、9月1日に調印し、
かつ文書で確認した。

私は〔低地地方での〕新たな顧客〔得意先〕の確保、取り引き先
（Fraind）の開拓、それに〔彼らとの〕商談成立をめざすべく、またその
実現のために、——〈かつて、ヴェルザー商会から低地地方に〔1508年
から〕11年以上にわたり、派遣された〔経験〕から〉——私は細心の注
意を払い、また自腹をも切って、身を粉にして尽力した——〈私は〔内
心〕この実現には大いなる自信〔可能性〕を秘めていた〉——のだが、
〔私の予想に反して〕大きな損失と代償を被り、挙げ句の果てには〔はっ
きりと〕失敗であることが明らかになった。

[S.32]

私は兄弟たちをいつも〔叱咤激励して〕勤勉に働くように促し、また〔商品〕目録〔の作成〕や〔市場〕調査をさせていた。したがって〔この〕失敗に対しては、私にも責任〔の一端〕がある。そのため、私は自分自身の名誉（Eer）などを考えず、〔また〕利益や権利（fuog）なども考えず——〈この時ばかりは、私も商取り引きに最大限の注意を払い、妻に対する愛情や性欲（Lieb und Lusts）さえ沸いてこなかった〉——、ただひたすら、私たち兄弟に共通するレーム家の名誉（Er）のためだけを考慮していたのであった。

私は〔私たちの社名を〕兄の名前である「アンドレアス・レームとその商会」（*Endris Rem und Gesellschaft*）⁽¹⁵⁾ではなく、私の名前である「ルーカス・レーム商会」と命名した。それは、私たちの敬虔なる父親ルーカス・レーム2世の〔代から使用され、それ故に広く知られている〕商会名を変更することなく継承して利用できる〔という利点がある〕からである。〔それ以外に他意はない〕。

また私の兄弟には信頼感が持てず、また〔私にも独立して商会を運営する〕経験が乏しく、また商取り引きの知識も、さらには商取り引き関係の基盤もないため、またかなり以前から〔常々〕耳にしていた忠告を思い起こし、そこで私たちの商会に、ウルリッヒ・ホノルトとジョルク・マイティング（Jerg Meyting）の二人を採用したのである。後者のジョルク・マイティングは——〈私たちの商会の雇用契約帳簿の第17条〔に従えば〕〉——1519年1月17日に私たちの商会に参加した〔ことになっている〕。

ありがたいことに（Gott）、商取り引きに精通していたウルリッヒ・ホノルトとジョルク・マイティング〔の参加〕のおかげで、私は業績を上げることができた。そして私は自分の名誉（Eer）、さらに利益を考え、そしてそれらを〔徹底的に〕追求した。他方、〔同じく、会社設立の同志であった〕私の兄弟に対して、私は、彼らの甚だしい恩知らず〔な性格〕を忘れることができず、それ故に、感謝の念を感じることなどなかつ

た。

(B) レーム商会へ対するルーカス・レーム個人の投資額と利益率、そして資産額の増加

◆1518年〔37歳〕

9月1日に、私はレーム商会に9,000グルデンを投資し、そして十分な損益金 (zu folem gewinn u.verlust) として計上した。

さらに、3,000グルデンをも投資した。この金額のうち、私はすでに〔商会設立の際に使用された金額として〕3分の1 (=1,000グルデン) を投資していた。したがって〔私が一人の個人投資家として投資した金額は〕、

・投資金額 9,000+3,000 (=12,000グルデン) —————〔A〕

これに対して、私は、この勘定が締められる〔3年後の1521年10月〕まで毎年、以下の金額を〔ルーカス・レーム商会から〕手にすることができた。すなわち、

・給料 (Lonong) として 200グルデン
・被服費 (Cleidung) として 50 〃
・食料費 (Berossung) として 25 〃

〔合計 275グルデン〕 —————〔B〕

◆1521年〔40歳〕 —— 〈第1決算書：1518年9月1日-1521年10月1日〉

10月30日に、私たち〔レーム商会〕はウルム⁽¹⁶⁾で、最終的な総決算書 (Generalrechnung) を作成した。〔それによると〕神の恩寵により、24% (24 pro C.) の利益を上げた。

・利益率 24%

私の利益〔取り分〕の対象は、M/XI〔1万1,000〕グルデンである。何故なら、私は以前に1,000グルデンを投資していたので〔この金額は対象外であった〕。—————〔C〕

・私の配当金〔利益額：C×24%〕 2,640グルデン

・ 3年間の給料／被服費／

食料費 [B×3]

825 //

[合計 3,465グルデン] —— [D]

以上から、私の〔投資〕配当金を含む原資〔基本資本 (Hauptguot)〕は1万5,465 [A+D] グルデンになった。

さらに11月1日に、私は〔1528年までの〕今後8年間の〔雇用〕契約を〔同商会と〕結んだ⁽¹⁷⁾。したがって、レーム商会は新たな経営期に入った。私の親族 (Verwantten) は非常に不器用だし、さらに私の兄弟は非常に大雑把で、恩知らずで、しかもほとんど整理整頓のできない人物であるため、〔これらの者たちの存在を考慮すると〕私は今ではこの契約を解約したいと思うくらいである。——〈契約自体には、大きな瑕疵 (かし) はなかった〉——もはや私は〔この契約に〕縛られず、さらに不埒な所業〔騒動〕に——〈とは言っても、ここには規律や秩序もあるのだが〉——巻き込まれなくなかった。〔それは〕私が特別な備忘録の中に記しておいた、無数の正当な理由に基づく。

[S.33]

そこで、私は彼らに私の〔これまでの〕大変な努力や尽力、昔ながらの誠実さを——〈しかし、〔そうしたからといって、商会に〕何も求めていなかったし、いわんや私自身の大なり小なりの名誉や利益をも求めていなかったし、今でも求めてはいない〉——分かり易く理解させようとした。——〈もちろん、特に、私に彼らを批判する根拠があったわけでも、またその根拠を手に入れていたわけでもない〉——そして、かりに私が彼らに彼ら自身やその子供たちの名誉、利益そして安寧 (Wolfart) を理解させたとしても、神に誓って言うが、私たちの商会をめぐっては、——〈〔今日の〕ルーカス・レーム商会の創立者であり、またあらゆる事柄の発起人・世話人であり、かつ経営指導者であって、また神の助けにより、同商会を立派な、信用ある〔会社〕組織 (Ordnung) に、またまともな経営状態に、さらには正当な利益をもたら

す存在に育て上げたのはこの私である〔という自負は、私にはあったのだが〕——私は自分自身の立場を認識しており、もはや代表者〔の地位〕に恋々とするつもりはさらさらない。場合によっては、代表者〔の地位〕を兄アンドレアスやホノルトに譲っても一向にかまわない、とさえ思っていた。

11月1日から1524年の9月1日に決算される(Rechnung)〔34ヵ月間〕まで、私は商会で、十分なる損益金額を、すなわち、1万500グルデンを〔帳簿上に〕計上した。——もちろん、私は同商会に多額の資金を投資していた。しかし〔商会創立当初には〕私は何らの報酬も、さらには〔1518年の雇用契約で定められた〕⁽¹⁸⁾被服費〔50グルデン〕さえもらっていないかった。ただし、私が商旅に出かけた時は例外であり、〔その場合には〕規定通りに〔被服費を〕もらっていた。

それ以外にも、私が上記のレーム商会に投資した金額は3,000グルデンに達した。これに対して、同商会は私に年5% (5 pro Cent.) の利子を支払う義務を負った。

・損益金〔投資金〕	10,500グルデン
・私の追加投資金〔利子付預金〕	3,000 〃
〈これには、年5%の利子がつく〉	
・被服費	0 〃
・食料費	25 〃

そして、それ以前に (for)⁽¹⁹⁾ホノルトが不当で理不尽な言動をしていたので、私は以前投資した3分の1の私の金銭〔から某かの金額を支払って、なだめた〕。〔したがって〕私が望んだように、いかなる者も次の契約更新時まで、不満〔苦情〕を訴える者はなく、各人は良い条件で雇用された。

◆1525年〔44歳〕——〈第2決算書：1522年10月1日－1525年6月15日〉

6月15日に、私たちはアウクスブルクで総決算書(Generalrechnung)を作成した。神の恩寵もあってか、収益率は30% (30 pro C.) であった⁽²⁰⁾。

・収益率	30%
------	-----

・原資〔基本資本〕	10,500	グルデン
・30%の収益金	3,150	〃
・ルーカスの追加投資金〔利子付預金〕		
3,000グルデンとその利子	約3,550	〃
・アントウェルペンへの商旅費用と		
3回のニュルンベルクへの商旅費用、双方で	320	〃
・私の商旅に同行した奉公人と私の馬の糧秣代と		
R・フェルナンデス他多数の者たちの宿泊代	30	〃

以上から、同商会在私に6月15日〔に支払った〕総額(Soma)は、1万7,550グルデンである。

この金額から、私は毎日の生活費を使用してきたし、また今後も使用するつもりでいる。この事は私たちの契約書の中で言及されている。

注意書き[Notta]:

私の兄アンドレアス、私そしてU・ホノルトは、神の御名において、私たちの〔雇用〕契約をさらに16〔XVI〕ヵ月間更新した。すなわち、
[S.34]

私たちはお互いに1527年12月31日まで〔同商会在に在職する〕義務を負うことになった。そして同商会的秘密帳簿(Geheimbuch)の中で言及されているように、従来の多くの〔雇用〕条件をも改定し、そして署名した。それも、レーム兄弟のアンドレアスとルーカス (*Endrius, Lucas die Remen*) という、私たちの古い署名で。

◆1525年〔44歳〕

6月16日に、上記した私たちの新しい〔雇用〕契約の下で、初めて十分な損益額を〔帳簿に〕金貨で計上した。

・損益〔投資〕金	14,000	グルデン
・追加損益〔投資〕金	2,400	〃

合計 16,400グルデン

このうち、私はすでに3分の1 ($2,400 \times \frac{1}{3} = 800$) を投資していたが、〔新たに投資した〕同商会における私の原資〔基本資本〕は1万6,400グルデンに達した。しかし、そのうちの800グルデンに関しては配当金はつかない。また、私には商旅する義務はなかったが、しかしニュルンベルクとウルムに各1回ずつ、商旅を行った。それ以外の商旅には参加していない。取り引きは私自身の思いどおりにできた。

ただし、私には、色あせた決算書12 (Rechnung-XII) の中に、疑問の多い〔回収見込みのない〕負債者〔の債権額〕を全く計上していなかった⁽²¹⁾ことを知らせる義務があろう。その金額は4,634グルデンである。さらに現金で2,500グルデンを、来るべき将来に生じるかもしれない損失金への保険 (fursorg) として計上した。なぜなら、私たちは他の不良債権も——〈これが、回収不可能という性質のものではないので〉——すべて〔一応〕財産とみなしていたからである。

・ 疑問の多い〔回収見込みのない〕不良債権	4,634グルデン
・ 損金への保険金	2,500 〃
<hr/>	
合計	7,134グルデン

したがって、上記した不良債権額4,634グルデンと保険金2,500グルデンについて生じるかもしれない〔損益金〕は、上記の出資者 (partidor) の人数に従って〔分割され〕、〔出資者個々人によって〕支払われる予定である。

[S.35]

◆1527年〔46歳〕——〈第3決算書：1525年6月16日－1527年5月30日〉

5月30日に、私たちレーム兄弟 (兄のアンドレアス、私ルーカス) とU・ホノルトは総決算書 (Hauptrechnung) に代わって、「暫定的な決算書」 (ein überschlag) を作成した。〔なぜなら〕①リスボン〔ポルトガル〕での通常〔取り引き〕に必要な書類が、また、②スペインでの若干の宝石〔購入〕の書類が、さらには、③嘆かわしい古物 (がらくた) 購入の書類などが紛失してしていたため、私たちは〔正式な〕決算書を作成できな

かったからである。

また、私たちは、リスボンでの海外〔対インド〕取り引きで (ufmeer) 生じた損害や、私たちの社員 (Diener) が愚かな取り引きで作った多額の損失金、さらには二度にわたり被った巨額な負債金額があったにもかかわらず、私たちは依然として、今日に至るも——〈〔正確には〕1525年6月15日から今日まで〉——4.5% (4½ pro C.) の収益を上げることができた。私は〔上記のような〕損失を被ったにもかかわらず、神の御加護により、利益を出せたことに感謝せずにはいられない⁽²²⁾。

・収益率 4.5%

私はこの時期に、全体で、1万5,600グルデンを投資していた。利益率が4.5%なので、〔私の〕配当金額は702グルデンである。

さらに、半年分の、私たちの社員の馬の糧秣代金 (Zerung) と私の馬の維持費として、176 ⅔グルデン〔が計上された〕。

・私の投資額	15,600グルデン
・私の利益配当金額	702 〃
・半年分の奉公人と私の馬の糧秣代金と維持費	176⅔ 〃

合計 16,478⅔グルデン

注意書き [Notta] :

上記の配当金と馬の糧秣代金を、私は日常生活費として受け取った金額から差し引かせた。それでも、私の口座 (Conto) には146グルデンが残っていた。この金額を、私は毎日の〔実際の〕生活費として使用した。商会には〔当初、私の投資金額の〕1万6,400グルデンがあった。その金額から、私が以前、投資した800グルデンを回収したので、〔今回の決算書では〕1万5,600〔=16,400-800〕グルデンが残りの損益金として計上された。

上記の金額以外に、前述の計上されていない金額〔= 不良債権額4,634グルデン〕も依然として存在する⁽²³⁾。その金額は〔清算のために〕まだ出資者に按分されておらず、したがって出資者はそれぞれ前回と同

様に〔清算金の支払いを〕済ませてはいない。それ故に、私たちは今年〔1527年〕度中に再度、決算書を作らなければならない。

なお、U・ホノルトが私たちのレーム商会〔在職9年〕を退職した(scheiden)⁽²⁴⁾。また、私は〔レーム商会の〕将来のために思って、私がすでに作成していたような特別な財産目録〔帳〕を、神の思し召しにより、今後、兄アンドレアスも作成するように、兄と約束を取り交わした。

[S.36]

◆1527年〔46歳〕⁽²⁵⁾

〔正式な決算書の〕総計 (Somma) : 6月1日に、私が以前に投資した金額をも含めた原資 (Hauptgut) は1万6,400グルデンに達した。また、1525年に計上されなかった金額は551½グルデン、さらにこの原資に対する配当金は——〈この金額はさらに増減する可能性もあるのだが〉——648グルデンであった。

したがって、私はアントウェルペンへの商旅と新たな将来の取り引き〔業務〕をめぐって契約を取り交わした。U・ホノルトの〔退職金として〕250グルデンを〔帳簿に〕計上した。

さらに、この15ヵ月間の私たちの社員の馬の維持費として52グルデンを、また私の馬の維持費として31¼グルデン、そして薪代およびローソク代金〔光熱費〕として8¼グルデンを計上した。

〔したがって〕私たちの〔商業〕帳簿 (Buchern) と同じく、明確な決算書 (Rechnung) が有効、かつ完全なものに作成された。

・原資 (Hauptgut)	16,400グルデン
・1525年に計上されなかった金額	551½ "
・上記の利益配当金	648 "
・U・ホノルトの退職金	250 "
・15ヵ月間の社員の馬の維持費	52 "
・私の馬の維持費	31¼ "
・薪代とローソク代〔光熱費〕 (Holz u. Kertzen)	8¼ "

総計 17,941グルデン

この金額から、私は、新たに、私たちの取り引き〔営業〕活動に〔帳簿上で〕1万7,500グルデンを投資した。残り441〔=17,941-17,500〕グルデンについても、私が全力をあげて〔調達〕責任を全うする。

9月1日に、〔雇用〕契約が発効し、私たちの新たな取り引き (nuie handlung) が始まる。私は今後さらに4年間、〔同商会の事業を〕兄アンドレアスと共同で行う事で合意した。私が〔職務上〕責任を持って担当する〔部門〕を引受け、また〔相手に〕任せるべき担当部門をお願いした。その〔職務部門の〕うち、私は兄よりも多く5部門を、兄は3部門を受け持った。それにもかかわらず、私は〔財産管理については、兄に任せることはできず〕私の全ての財産〔管理〕を、——〈私たちの秘密帳簿 (Gehaimbuch) の中の、第12条の内容の、第22項から第25の項にかけて記されているように〉——受け持った。

そして私は私たちの取り引きでの原資として、上記の1万7,500グルデンを損益金として〔帳簿上に〕計上した。全能なる神は、私たちにあらゆる点で多くの神の恩寵と幸運をもたらしてくれた。アーメン。すなわち、私は取り引きに対して〔原資として〕1万7,500グルデンを所有していたのである。

[S.37]

注意書き [Notta] :

しかし、私には心配事が一つ、ある。それは、来るべき〔将来の〕食料費に関して一切、計上していない事である。私は必要とするもの〔食料費〕を、したがって、投資した資金が、その投資期間内に収益を生み出すこと〔を前提にして〕、しかもそのような来るべき収益金で確保しなければならないのであった。

[S.34]

◆1528年〔47歳〕⁽²⁶⁾

6月24日に、アンドレアス、ホノルトそして私は、私たちが1525年6月15日に計上した〔不良債権額と保険金〕7,134グルデンを、実際に概

算した結果、その〔計上〕金額からの利子をも含めて3,960グルデンが回収されることが明らかになった。この〔回収〕金から、私たちは若干の悪質な不良債権額——〈私たちはこの不良債権をこれまで財産と見なしてきたが、やはりそれは負債であった〔と実感した〕〉——として、1,545グルデンを差し引いた。その後、話し合いで決定された様に、残りの〔回収〕金額2,415〔=3,960-1,545〕グルデンが出資者間で分割された。私が受け取った金額は、583グルデン〈率にして、24.14%〉である。

しかし、その後、私たちは神と良心のために、ジャン（ヤン）・デルゼガールス・ツー・カリックス（Jan Delsegarus zu Calix）施療院、〔通称〕「貧しい相続人」（Armen Erben）に131グルデンを寄付した。〔この寄付金に対する〕私の分担金は31½グルデン〈率にして、24.05%〉であった。

したがって、今回の分配〔配当〕で私が手にした〔実際の〕金額は551½〔=583-31½〕グルデンである。またジョルグ・マイティングや故ハンス・レーム（Hans Rem）の相続人たち、それに上記した私たち各人にも、応分の取り分〔配当金〕が分配された。私の取り分は〔上記のごとく〕551½グルデンであった。

ただし〔この金額は〕私にとっては、あくまでも表向きの金額である。

すなわち、私は1521年11月1日に商会に投資した金額〔3,000グルデン〕以外に、それ以前に将来の支出（Unkosten）として約700グルデンを投資していた。また1525年6月16日にも、私は上記の1万6,400グルデ
[S.35]

ン以外に、それ以前に将来の支出として金貨で約700グルデンを投資していた⁽²⁷⁾。〔これは〕利子を伴わない金銭である。しかし、この〔投資〕金額〔700グルデン〕は3回にわたるフランクフルト〔・アム・マイン〕大市訪問〔①1520年、②1521年そして③1524年〕⁽²⁸⁾で、ようやく回収できた。

〔以上を要約すると、以下のごとし。〕

①保険金を含む不良債権額〔7,134グルデン〕からの

回収金	3,960グルデン
・悪質な不良債権額（＝回収金から控除金額）	1,545 〃
・回収金をめぐる配当金額	2,415 〃
・ルーカス・レームの取り分（取分率：24.14%）	583 〃
②ジャン・デルゼガールス施療院への商会の寄付金	131 〃
・ルーカス・レームの寄付分担金（分担率：24.05%）	31½ 〃

・ルーカス・レームが〔最終的に〕

獲得した金額 551½〔＝583－31½〕グルデン

◆1528年〔47歳〕⁽²⁹⁾——〈第4決算書：1527年6月1日－1528年8月30日〉

8月30日に、私たち〔兄のアンドレアス、私、ホノルト〕は総決算書（Hauptrechnung）を作成した。——〈もちろん、上記のホノルトは私たちの商會を退職していた〉——私たちは、①リスボンでの報告書を受け取っていないこと、②スペインでの両替手形（Wexel: Wechsel）などにも疑問を抱いていたこと、③その他にも様々な理由もあって、金貨で1万8,000グルデン強の金額を決算書に計上しておらず、また前もって概算することさえしていなかった。私たちが被った多額の損失にもかかわらず、私たちは依然として23.5%（23½ pro C.）の収益を上げた。私が十分な収益金として1万5,600グルデンを〔帳簿上に〕計上した。〔これに比べ〕損失金は3,666グルデン〔収益金の約4分の1〕にすぎなかった。

[S.36]

ハンス・ホノルト（Hans Hanolt）がU・ホノルトの退職金をめぐって、〔私たちに〕次のような、すなわち、上記の1万8,000強グルデンの金額からU・ホノルトに配分されて然るべき金額として、1万2,500グルデンの支払いを要求してきた。

さらに神の祝福を受け、また神の思し召しで、余剰金が生じたため、私は上記の1万5,600グルデンから私の然るべき取り分を定めた。その

金額は、4,314グルデンである。残りの金額648グルデンが、この15ヵ月のレーム商会の純利益である。

・収益率	23.5%	
・損益金		19,266グルデン
総収益金	(15,600	”)
損失金	(3,666	”)
・U・ホノルトの退職金要求額	12,500	”
・私の取り分 (取り分率: 27.65%)	4,314	”
・レーム商会の純利益	648	”

また、私たちは、私の兄と私が損益金として得た1万8,000〔正確には、1万9,266〕⁽³⁰⁾グルデンから、その後は1万3,000グルデンから、すべての負債 (Schulden) を——〈それらは悪化し、不安〔の材料〕になり、また消滅したものもある〉——相殺した。神は私たちに幸運をお与えになった。

[S.37]

アウクスブルクに於いて (In Augspurg)

◆1530年〔49歳〕——〈第5決算書: 1528年9月1日-1530年10月1日〉

10月1日に、私は兄アンドレアスと共に総決算書を作成した。神のご加護もあってか、〔1528年9月から1530年9月までの〕25ヵ月間の利益率は23% (23 pro C.) であった。

・利益率	23%	
・私の出資金〔原資〕		17,500グルデン
〈この金額は交易に運用〉		
・出資金に対する利益配当金	4,025	”
・1529年のニュルンベルクへの商旅の際の 餞別 (Verrung)	50	”
・私の馬の2年間分の維持費	50	”
・私たち〔同商会〕の社員の飲食費と馬の糧秣代金	265	”
〈社員たちは25ヵ月間、私の許で飲食していた〉		

・私の帳場での薪代とローソク代〔光熱費〕 20 //

締めて、総額2万1,910グルデンを私は手にした。

私は、〔この〕10月1日に、新たに、この金額から金貨で2万(M/20)グルデンを、私たちの営業と交易に(in unser Gewerb u. Handel)投資した。私はこの金額を、十分な損益金として——〈損金になるのか、また収益金となるかは、ひとえに神の御意志次第なのであるが〉——次の決算期まで〔帳簿に〕計上しておいた。

残り1,910〔=21,910-20,000〕グルデンの金銭で、私は債務帳簿(Schuldbuch)にある1,230グルデンを相殺した。それゆえ、私の手元には、今後の生活費〔飲食費〕(Zörung)として680グルデンが残った。

さらに、次回の決算に計上されない金額〔不良債権額〕からの利益(Gewin vom übernommenen, od. ausgesetzten Geld)も私の手元に残る。〔ただし〕この金銭はスペイン王国への貸付金(Spanischen Schuld)や水銀(Keksilber)などに関係するものであり、〔したがって〕依然として直ぐに当てにできるものではない。

◆1532年〔51歳〕——〈第6決算書：1530年10月1日-1532年12月1日〉

12月1日に、私は兄アンドレアスと共に、1530年10月1日から始まった〔26ヵ月間の〕総決算書を作成した。この期間中に、私は大金2万グルデンを〔原資として〕投資した。

・投資金 20,000グルデン

神の恩寵とご助力により、この26ヵ月間の利益率は29% (29 pro C.) になった。

・利益率 29%

したがって、

・私の利益配当金 5,800グルデン

・1531年のニュルンベルクへの商旅の際の

 餞別ないし報酬 50 //

・1532年のフランクフルト〔・アム・マイン〕での

 秋期大市への商旅 150 //

〈アントーニオ・フォン・ボンベルガとの取り引き〉⁽³¹⁾

・私の馬の26ヵ月分の維持費 69 //

[S.38]

・私たち〔同商会〕の社員の飲食費 270 //

〈社員たちは26ヵ月の長期間、私の許で
私の賄い金で飲食していた〉

・馬の糧秣代金 67 //

・数回にわたる大規模な饗宴〔接待〕費 (gastongen) 50 //

〈取り引きのために催した饗宴〉⁽³²⁾

・帳場での薪代とローソク代〔光熱費〕 24 //

総額は締めて、2万6,480グルデンである。

私は、12月1日に、聖なる三位一体の御名において、この金額から金貨で2万5,000グルデンを、私たちの営業と取引に〔新たに〕投資した。私はこの金額を、十分なる損益金として、次の決算期まで〔帳簿に〕計上しておいた。

したがって、残り1,480〔=26,480-25,000〕グルデンの金銭で、私は債務帳簿にある約890グルデンを相殺した。それゆえ、私の手元には、今後の生活費として590グルデンが残った。さらに、1528年8月〔の決算書〕に計上していなかった金銭は、神の御心次第では、数百ドゥカートもの大金になるのだが、もしかすると (am endt) そうならないかもしれない。

さらに、神は、スペインでの大規模な貿易——数万クルキアティ貨〔(cruciati)+%〕規模の取り引き——で、〈私たちレーム商会はフッガー商会の利益〔取り分〕の10分の1を手にするようになっていた。その金額はおおよそ数千ドゥカートと思われる〉⁽³³⁾利益をもたらした。

◆1534年〔53歳〕——〈第7決算書：1532年12月1日-1534年8月1日〉

8月1日に、私は兄アンドレアスと共に、1532年12月1日から始まった〔20ヵ月間の〕総決算書を作成した。

この期間中に、私が損益金をも含めて投資した原資〔基本財産〕

(Hauptgut) は、金貨で 2 万 5,000 グルデンであった。

・私の原資〔基本財産〕 25,000 グルデン——〔A〕

神の恩寵とご助力により、この 20 ヶ月の利益率は 17% (17 pro C.) になった。

・利益率 17%

したがって、

・私の利益配当金 4,250 グルデン——〔B〕

・私たち〔同商会〕の社員の給与 195 グルデン

・商会の馬の糧秣代金 26 〃

・帳場での薪代とローソク代〔光熱費〕 24 〃

・私の馬の 20 ヶ月分の維持費 53 〃

合計 208 グルデン⁽³⁴⁾——〔C〕

・さらに、1530 年 2 月から今日までの、スペインでの大規模な貿易——数万クルキアティ貨〔(cruciati) + $\frac{3}{4}$ 〕規模の取り引き〈我がルーカス・レーム商会はフッガー商会の利益〔取り分〕の 10 分の 1 を

[S.39]

手にすることになっていた〉——からの、特に、レーム商会全体の資格での取引ではなく、私と兄アンドレアスが個人の資格で参加して得た利益は⁽³⁵⁾、特別な規約、すなわち黒〔い債務〕帳簿の中の第 66 項 (im schwarzen buch a Rubro 66) から十分に明らかのように、私のものである。——すなわち、私の利益は、多くの諸雑費を差し引くと、金貨で 5,000 グルデン丁度である。——〔D〕

総額は締めて、金貨で 3 万 4,458 グルデン〔A+B+C+D〕である。

この 3 万 4,458 グルデンから、私は上記の 8 月 1 日に、将来において私が責任を負うことになっていた私個人の食事代と諸雑費として——〈かなりの回数におよんでいたが、今後はほとんど無い〔と判断して〕——1,480 グルデンを差し引いた。そして、この残りの金額 3 万 3,000 グルデンが交易活動〔に支出可能な〕投資金額である。次の決算〔に計

上される] 十分な損益金〔投資金〕や私の日々の生活費として、私には240グルデンだけが残されている。

さらに、1528年〔8月の決算書〕に計上していなかった金銭は分割せぬままにしてある。それは完全に埋め合わされていないからである。次回の決算書は、もし神の御意志があるならば、調停されるであろう。あらゆる分野での賦与物は神からのすぐれた恩寵であり、多くのすぐれた運命〔幸運〕である。アーメン！

ウルムに於いて (In Ulm)

◆1535年〔54歳〕——〈第8決算書：1534年8月1日－1535年8月1日〉

8月1日に、私は兄アンドレアスと共に、1534年8月1日から始まった〔12ヵ月間の〕総決算書を作成した。この期間中に、私が損益金をも含めて投資した原資〔基本財産〕は、金貨で3万3,000グルデンであった。

・私の原資〔基本財産〕 33,000グルデン———〔A〕

神の恩寵とご助力により、この12ヵ月の利益率は10% (10 pro C.) になった。

・利益率 10%

したがって、

・私の利益配当金 3,300グルデン———〔B〕

・私たち〔同商会〕の社員の給与 119グルデン

・馬〔の糧秣代〕 16 //

・薪代とローソク代〔光熱費〕と
宿泊代 (Gastung) 22 //

・私の馬の維持費 32 //

合計 189グルデン———〔C〕

さらに、——〈1528年8月に締めた決算書に〉——計上していなかった金銭〔不良債権〕の全額を清算した。この金額は過去7年間にわたり、

スペイン、ポルトガルから購入し、私たちがウルリッヒ・ホノルトから受け取った諸物産〔の代金〕である。〔その金額は〕金貨で12万5,000グルデン強である。

また、大きな不安をいだき、大胆に行動し、かつ時間を浪費し、口では言えないくらい多くの苦勞をし、かつ努力を惜しまず一生懸命に働いて、黒帳簿の第59項と第95項から明らかのように、〔ようやく〕残った金銭が金貨で2,049グルデンであった。

[S.40]

そのうちの8分の5が私の取り分である。すなわち、

・私の取り分 1,280 $\frac{3}{4}$ グルデン—————〔D〕

したがって、私が上記の8月1日〔の総決算で〕手にした金額は、金貨で37,769 $\frac{3}{4}$ 〔A+B+C+D〕グルデンである。

この金額から、私は聖なる三位一体の御名において、交易の損益金として、金貨で3万3,000グルデンを〔帳簿上に〕計上〔投資〕した。したがって、この金銭は次の決算〔期〕まで、手をつけることはできない。ただし、この金額は同じ帳簿上では私のものである。この金銭について、〔商会は〕毎年5% (5 pro C.) (の利子を)支払う義務がある。〔私が可処分所得とみなせる〕金額は3,000グルデンである。

〔なぜなら〕私は、残り1,769 $\frac{3}{4}$ グルデンを、過去および将来にわたり使用する諸雑費として差し引いたからである。

アウクスブルクに於いて

◆1536年〔55歳〕——〈第9決算書：1535年8月1日－1536年8月1日〉

8月1日に、私は兄アンドレアスと共に、1535年8月1日から始まった〔12ヵ月間の〕総決算書を作成した。この期間中に、私の原資〔基本財産〕は、金貨で3万6,000グルデンであった。

・私の原資〔基本財産〕 36,000グルデン—————〔A〕

そして、私はウルムで〔決算書を〕作成したとしても、私はこの金額から3,000 (M/Ⅲ) グルデンを利子付預金 (Zins) として投資した。した

がって今回は、〔交易活動に〕3万3,000（M/33）グルデンを計上した。私は〔アウクスブルクを〕訪問した時、秘密帳簿の中に、私たちの〔雇用〕契約が、したがって、私は私の全財産をすべて〔ルーカス・レーム商会の帳簿に〕計上する義務がないことに気がついた。しかし、私はこの雇用契約を解消せず、むしろ、更新しようと思った。それゆえ、私は今日（8月1日に）、1535年8月1日から1536年8月1日までの本決算書に損益金として、金貨で3万6,000グルデンを計上した。

神の恩寵とご助力により、この12ヵ月の利益率は11%（11 pro C.）になった。

・利益率 11%

したがって、

・私の利益配当金	3,960グルデン	—————	[B]
・私たち〔同商会〕の社員の給与	156	グルデン	
・私たち〔同商会〕の馬〔の糧秣代〕	16	〃	
・薪代とローソク代〔光熱費〕	15	〃	
・宿泊代	10	〃	
・私の馬の維持費	32	〃	

合計 229グルデン—————[C]

総額は締めて、金貨で4万189グルデン〔A+B+C〕である。

この金額から、私は債務帳簿の中の〔私の責任額たる〕189グルデンを差し引いた。こうして、私は損益金として計上できる金銭、金貨で4万グルデンを新たな〔ルーカス・レーム商会の〕交易活動に投資した。また、債務帳簿の中には〔まだ〕私に支払いの義務がある金額として103 ½グルデンが残っている。

◆1537年〔56歳〕——〈第10決算書：1536年8月1日－1537年8月1日〉

私の敬虔なる兄アンドレアスが死亡した後の8月1日に、私は1536年8月1日から始まった〔12ヵ月間の〕総決算書を作成した。

[S.41]

この期間中に、十分なる損益金をも含めて私の原資〔基本財産〕は、金貨で4万グルデンになった。

・私の原資〔基本財産〕 40,000グルデン———〔A〕

神の恩寵とご助力により、この12ヵ月の利益率は11% (11 pro C.) になった。

・利益率 11%

したがって、

・私の利益配当金 4,400グルデン———〔B〕

・私たち〔同商会〕の社員の給与、私たちの馬の糧秣代、薪代とローソク代〔光熱費〕、宿泊代、それに私の馬の維持費など、一括して 226グルデン———〔C〕

総額は締めて、金貨で4万4,626グルデン〔A+B+C〕である。

この金額から、私は交易活動に従事している間の私の日常生活費を手にした。また、債務帳簿上での私の責任分担金額は、1,814グルデン18シリング (B.) 10デナリウス (den.) である。そのため、私は金貨で2,626グルデンを差し引いた。したがって、1537年8月1日現在、私の手許には、金貨で4万2,000グルデンが残った。——〈今や〔兄アンドレアスの死によって〕、商会の交易は私一人で行うこととなった〉——また、〔兄が死亡する〕以前に債務帳簿に、今後の生活費として811グルデンを計上しておいた。

また、この決算書に従えば、私は今は亡き兄アンドレアスとその故人の相続人たちと貸借を清算した (abgereitt)⁽³⁶⁾。そして、私は彼らをもはや〔商会の〕交易活動に参加させず、したがって、〔商会の〕独自の交易活動は私一人のために営むことにした (gesindert)⁽³⁷⁾。この件は、帳簿 (Register) の第92項に記されているし、また私の債務帳簿の中の第10項にも明確に、すべてが記録されている。

アウクスブルクに於いて

◆1540年〔59歳〕——〈第11決算書：1537年8月1日—1540年3月1日〉

3月1日に、私は私および私の相続人のためだけに、1537年8月1日から始まった〔31ヵ月間の〕総決算書を作成した。この期間中に、私の原資〔基本財産〕は、金貨で4万2,000グルデンになった。

・私の原資〔基本財産〕 42,000グルデン———〔A〕

神の恩寵とご助力により、この31ヵ月の利益率は21% (21 pro C.) になった。

・利益率 21%

したがって、

・私の2年7ヵ月〔31ヵ月〕間の

利益配当金 8,820グルデン———〔B〕

①1538年〔57歳〕

私は私自身のためにスペインでフッガー商会と独自の交易⁽³⁸⁾をした。〔その収入は〕60万ドゥカート (M/600 Dukaten) の手当ての10分の1であった。1538年8月1日に、私はすべての諸経費と諸雑費 (al costen u. uncosten)、フッガー商会の社員の給料 (der Fugger diener lon) などを念入りに〔計算し、そしてこれらの諸経費を〕清算した。私がお金の取引から得た金銭、さらに使用した金銭、そして、それらを利益金から差し引いたすべての金銭の8%が——〈〔このために〕私はかなり気をつかい、また危険な目に遭い、かつ努力を惜しまず、一生懸命に働き、取引をほとんどすべて取り仕切り、またその他にも利益を手にしていたのであるが〉——黒い債務帳簿ないしは利子付預金収入帳 (Zinsbuch) の中の第112項にしっかりと、かつ明確に記されているように、私の収益金である。

その金額は4,700グルデンである。———〔C〕

また、私は1538年8月1日から1540年3月1日までの上記した金銭を利子付預金として (zu Zins) 5%で、1年7ヵ月 (19ヵ月間) 投資した。その収益金は372グルデンである。———〔D〕

[S.42]

また、この決算書では、

- ・私の社員の給与、私の馬〔の糧秣代〕、薪代とローソク代〔光熱費〕、そして宿泊代などの金額は、第6帳簿(im Register N°6)の12項に記されているように、金貨で528グルデンである。——〔E〕

②1539年〔58歳〕

10月8日に、私は1528年に計上しなかった金銭(これは、スペイン王室への貸付金である)⁽³⁹⁾は最終的にきっぱり清算した。そして〔その結果〕利益は895%₁₀グルデンになった。この利益に対する私の取り分は——〈黒い債務帳簿ないしは利子付預金収入帳の第95項と第96項に言及されているように〉——8分の5である。

その金額は、金貨で560グルデンである。————〔F〕

〔以上から、1540年3月1日の決算で〕私に帰属し、かつ私が取得した総額は、金貨で5万6,980グルデン〔A+B+C+D+E+F〕である。

この金銭については、2回に分割して、私に支払われる。また今、この決算書の保管に全体で2,980グルデンを支出する⁽⁴⁰⁾。

つまり、私個人の交易で得た、1540年3月1日現在での原資〔総資産〕は、第6帳簿の第1項に記されているように、私に帰属する。金貨で、その価値を表すと5万4,000〔=56,980-2,980〕グルデンである。

1541年9月22日に、ルーカス・レームが死亡した。それに伴って、彼の交易活動の会計簿(決算書)も終了している⁽⁴¹⁾。

(第4章へ続く)

(注)

- (1) レーム家には4人の兄弟と1人の妹マグダレーナ(Madlena)がいる。この妹は1512年にディリンゲンのドミニコ会派の礼拝堂にして修道院たる聖ウルリッヒに入った。詳しくは、第2章の注(138)―「本誌」第13号(2004年)、144ページを参照のこと〔原注219〕。
- (2) この3年間(1502-04年)のルーカス・レームの営業活動については、第2章―「本誌」第12号(2003年)、144-147ページを参照のこと。
- (3) この3年間(1505-07年)のルーカス・レームの営業活動については、第2章―「本誌」第12号(2003年)、147-150ページを参照のこと。
- (4) この3年間(1508-10年)のルーカス・レームの営業活動については、第2章―「本誌」第12号(2003年)、150-161ページと「本誌」第13号(2004年)、101-104ページを参照のこと。

- (5) この2年間(1511-12年)のルーカス・レームの営業活動については、第2章-「本誌」第13号(2004年)、104-107ページを参照のこと。
- (6) この3年間(1513-15年)のルーカス・レームの営業活動については、第2章-「本誌」第13号(2004年)、107-111ページを参照のこと。
- (7) この2年間(1516-17年)のルーカス・レームの営業活動については、第2章-「本誌」第13号(2004年)、111-116ページを参照のこと。
- (8) この語(*gemel*)は、彩色絵画(*Gemälde*)の意味である。貴金属や宝石などは、後に私が花嫁に贈り物として贈った物である——後述する第4章を参照のこと——〔原注220〕。
- (9) この語(*Segurieren*)は、保険会社(*Securanza=Assecuranz*)の意味である。ポルトガルでは、ポルトガルから陸路ないし海路で(*zu Land od. zu Wasser*)輸送される香辛料には、多くの保険が掛けられていた。商品の搬送先に応じて、すなわち、その搬送先までの距離や危険度に応じて、また陸上運送なのか、海上運送なのかに応じて、5%、10%、20%、30%から50%の金額が支払われていた。もし保険を掛けた商品が期間内に届かない場合には、保険会社にはその商品の価値を償う義務が生じる。その後、商品がようやく届いた場合には、客はその商品の処分を保険会社に委託できる。——この点については、ペッシェル(*Peschel*)の「諸発見の歴史(*Gesch.der Entdeckungen*)」45ページと比較のこと——〔原注221〕。
- (10) この箇所の訳は、同「日記」の編者たるB・グライフの解釈〔原注222〕に従った。
- (11) 債務帳簿については、「本誌」12号(2003年)、161ページの注(6)の説明を参照のこと。
- (12) 妻アンナ・エカインについては、「本誌」第10号(2002年)、154ページおよび「本誌」第13号(2004年)、116ページを参照のこと。
- (13) この語(*claynetter*)は、宝石(*Kleinodien*)や装飾品(*Schmucksachen*)の意味である〔原注224〕。
- (14) この語(*Forkong*)は、持参金、嫁入り支度(*Aussteuer*)の意味である〔原注225〕。
- (15) この箇所の訳は、同「日記」の編者たるB・グライフの解釈〔原注226〕に従った。すなわち、それは、商会在「アンドレアスではない。:ルーカス・レームとその商会」*Endris, nicht: Lucas Rem und Gesellschaft*と命名された、との解釈である。
- (16) 決算がウルムで行われた理由は、ルーカス・レームがベストのため、生活の場や仕事の場と一緒に、ウルムへ移した〔逃げてきた〕からである。なお、原注192<「本誌」第13号(2004年)144ページの注(125)をも参照のこと〔原注228〕。
- (17) この箇所の訳は、同「日記」の編者たるB・グライフの解釈〔原注229〕に従った。
- (18) この箇所の訳は、同「日記」の編者たるB・グライフの解釈〔原注231〕に従った。
- (19) この語(*for*)は、以前(*früher*)の意味である〔原注232〕。
- (20) この当時のポルトガル国王や商人たちが30%の利益をそれほど高額の利益とは考えていなかったことは、1522年の当時の年代記作家が次のように語り、かつ断言していることから明らかである。すなわち、

「1522年11月に、ポルトガル国王がいかにしばしば、胡椒の売却で、胡椒の値段が高値になるまでつり上げていたのかを、一人の信頼のおける商人が証言している。それは、たとえば、以下のようにして行っていたそうである。

まず始めに、1505年にポルトガル国王はリスボンで1セントナー(*Centner: 50kg*)の胡椒を20クルザート(すなわち、20ドゥカート)で販売していた。その後、同国王は22ドゥカートに価格(10%の値上げ)を定め、そしてその価格で販売し始めた。ポルトガルの1セントナーは、ここアウクスブルクでも1セントナーであり、同じ重量〔単位〕であった。

1517年に、国王は22ドゥカートの胡椒を、その後、24¼ドゥカートの価格(10.22%の値上げ)に改定した。さらに、

1517年10月には、国王は24¼ドゥカートの胡椒を、26¼ドゥカートの価格(8.2%の値上

げ)に改定した。さらに、

1518年には、国王は28¼ドゥカートの価格(7.6%の値上げ)に改定した。1519年には、32¼ドゥカートの価格(14.2%の値上げ)に改定した。

1520年には、34¼ドゥカートの価格(6.2%の値上げ)に改定した(この価格は1505年のそれと比べると15年で実に、71.25%の値上げであった)。

1522年現在は、胡椒の価格は34¼ドゥカートに据え置かれたままである。

しかし、他の香辛料の価格も著しく値上がりした。

ポルトガル国王は時々、ドイツ商人と一緒にあって、香辛料に関する〔共通した〕大きな升を作りもしたが、その後は、時々ドイツ人の〔使用する〕升を信用しなくなって、ドイツ商人が同国王と一切、取り引きをしたくないと思うほど、国王はドイツ商人たちを〔怒らせて〕しまった」と。(Ain Chronica Newer geschichten, anfangende Anno Domini

1512-1526. Aug. CCCXVII
N. 128)〔原注233〕。

- (21) この箇所は、同「日記」の編者たるB・グライフの解釈〔原注234〕に従った。
- (22) この箇所は、同「日記」の編者たるB・グライフの解釈〔原注235〕に従った。
- (23) この件については、同「日記」の原文34ページ(「本誌」121ページ)にも言及箇所があり、参照のこと〔原注236〕。
- (24) この語(scheiden)は、退職する(aus der Gesellschaft austreten)の意味である〔原注237〕。
- (25) 筆者が時系列的な配列(1527年6月1日)を考慮して、この箇所(1527年5月30日の後)に挿入した。この様な混乱の原因は、この3章の中に「隠居分」——本「日記」の編者たるグライフによると第6章——の記録が混入されているからである。なお、「本誌」第12号(2003年)の134-135ページ(史料について)を参照のこと。
- (26) 筆者が時系列的な配列(1528年6月24日)を考慮して、この箇所(1527年6月1日の後)に挿入した。
- (27) 1525年6月16日の記録には、800 グルデンと記されており、この箇所の700 グルデンとは食い違う。
- (28) このフランクフルト・アム・マインの大市訪問については、「本誌」第13号(2004年)、118ページ(1520年および1521年)、そして123ページ(1524年)を参照のこと。なお、その後も同大市への訪問は行っていたようで、1532年の秋期大市(128-129ページ)や1538年(132ページ)の訪問記録が散見される。
- (29) 筆者が時系列的な配列(1528年8月30日)を考慮して、この箇所(1528年6月24日の後)に挿入した。
- (30) この損益金「1万8,000グルデン」という数字は、6行上の「損益金1万9,266グルデン」と齟齬をきたしている。
- (31) この件については、上記の原注206〔「本誌」第13号(2004年)、144ページの注(135)〕を参照のこと〔原注238〕。
- (32) この箇所(fil u.gros gastongen)の解釈は、同「日記」の編者たるB・グライフの解釈〔=取り引きの為に催した饗宴(Grosse Mahlzeiten zu Nutz des Handels):原注234〕に従った。
- (33) フッガー商会は、1535年にも、スペイン国王(王室)と巨額金の貸し付けを行っていた。この件にルーカス・レームも係わっていた。ただし、彼はフッガー商会の10分の1の規模であった。なお、同「日記」の原文27ページおよび原注212、〔「本誌」第13号(2004年)、129ページと145ページの注(141)〕をも参照のこと〔原注240〕。
- (34) この合計金額が、本文では208グルデンとなっているが、298グルデンの計算間違いである。この1538年の決算の総計も、したがって、3万4,458グルデンではなく、3万4,548グルデンの間違いであると思われる。なお、同様な計算の間違いや数字の誤記は、フッガー商会の場合にも指摘されており(諸田実『フッガー家の遺産』、有斐閣、1989年、123-125ページ)、

- ローマ数字を使用していたこの時代では一般的であった。
- (35) この箇所の訳は、同「日記」の編者たるB・グライフの解釈〔原注241〕に従った。
- (36) この語 (abgereitt) は、貸借を清算する (abgerechnet) の意味である〔原注242〕。
- (37) この箇所の訳は、同「日記」の編者たるB・グライフの解釈〔原注243〕に従った。
- (38) この交易は、すでに度々言及しているように、スペイン国王 (王室) との交易である〔原注242および原注245〕。
- (39) 同上。
- (40) この後に、「560.235 グルデン——jetzt fl.2185 = Soma fl.2980」と記されているが、私にはこの意味するところが理解できなかった。
- (41) ルーカス・レーム経営下の22年間のレーム商会の利益率は、R・エーレンベルクの研究 (R. Ehrenberg, *Das Zeitalter der Fugger, Geldkapital und Creditverkehr im 16. Jahrhundert*, Bd .1, S.226-227.) によれば、184.5%、年平均8.5%である。また、彼はレーム商会の各決算期ごとの具体的な数値を、以下のように評価していた。

決算年次	利益率	決算期間	年平均利益率
1518/21(年)	24(%)	3(年)	8
1522/25	30	3½	8⅔
1525/27	4½	2	2¼
1527/28	4	1¼	3½
1528/30	23	2	11½
1530/32	29	2	14½
1532/34	17	1⅔	10
1534/35	10	1	10
1535/36	11	1	11
1536/37	11	1	11
1537/40	21	3	7
1518/40	184½	21½	8½

